

## 5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 令和2年5月14日（木）
- 2 開 催 場 所 青少年女性センター4階 大会議室
- 3 出席した委員 小南教育長、廣岡委員、播委員、坂元委員、土屋委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、山本教育指導部長、  
吉田教育総務部次長、杉本教育指導部次長、  
神吉教育指導部学校教育担当参事、  
稲岡教育総務課長、福島社会教育・スポーツ振興課長、  
松尾学校教育課長、今津青少年育成課長、  
加藤教育研究所長、中川教育総務課副課長  
小川学務課副課長  
岡本教育総務課管理調整係長
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 議 事 の 要 旨
- 開 会 午後2時
- 会議録署名委員指名のこと  
廣岡委員に決定
- 4月定例教育委員会の会議録報告承認のこと  
(事務局より会議録朗読報告)  
承 認
- 会議公開の可否決定のこと  
協議事項3「令和3年度使用教科用図書加印地区共同調査員会における調査研究の  
観点について」は非公開とし、他は公開することに決定

(報告事項)

1 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について  
(教育総務部次長から説明)

委員 : 学校での大きなトラブルや対応に苦慮した事案はあるか。

事務局 : 特に報告は受けていないが、学校再開に向けて様々な課題がある。

委員 : 2学期以降へ延期となる修学旅行等の行事は実施できるのか。

事務局 : 1学期の行事については中止または延期としている。修学旅行については状況に応じて、学校と相談しながら検討する。

委員 : 教員研修は国、県ともに中止か。

事務局 : 法定研修、初任者研修については、書面又は動画を利用して行う予定である。市教育委員会主催の研修については、時期を遅らせて実施予定である。

委員 : 児童クラブの利用人数はどの程度か。

事務局 : 3月時点では登録者の半数程度だったが、特別保育実施後は2割以下で推移している。

2 令和2年度5月補正予算について  
(教育総務部次長から説明)

委員 : 消毒液等の入手は円滑に進むのか。

事務局 : 保健衛生用品については、手に入りにくい状況ではあるが、早急に整備したい。

委員 : 学習支援コンテンツとは具体的にどのようなものか。

事務局 : インターネットを通じ、パソコン、スマートフォン、タブレットで利用できるコンテンツで、約1万枚のプリントがあり、单元ごとに習熟度に応じて選んで学習ができる。また、家庭にインターネット環境のない児童・生徒に対しては学校からのプリント配付で対応している。

委員 : 学習支援コンテンツはまだ開始されていないのか。

事務局：試用版をすでに利用している。6月から個人ごとの記録ができる正式版を利用する。

3 学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第1版）の策定について  
（教育指導部参事から説明）

委員：三密が重なる状況はもちろんではあるが、ひとつでも該当すると感染のリスクがあることを踏まえた上で対応してほしい。

（専決報告）

1 加古川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定  
について

（教育総務部次長から説明）

承認

委員：今後、学校再開が厳しい状況になり、夏休みの期間を再度変更する場合には、改めて規則の改正が必要か。

事務局：さらに期間を変更する状況になれば、規則改正は必要となる。今後、感染症第2波による休業などで、授業時間の確保が必要な状況になれば、冬休み期間の変更なども検討する必要がある。

委員：学校が再開した際の教室の定員や登校時間等は学校が決めるのか。教育委員会が決めるのか。

事務局：学校再開時の対応方針は、教育委員会が決定する。

2 緊急事態宣言下における加古川市立学校に勤務する教職員の在宅勤務実施要領の策定  
について

（教育指導部参事から説明）

承認

委員：内規若しくは細則等で出勤者数の確保について定めているのか。

事務局：細則では定めていない。学校の実態に応じて学校長が決めている。

教育長：実際の出勤者数の割合について確認したい。

事務局：学校の規模にもよるが、教員数は2分の1程度となっている。

委員：今後遠隔授業などのICTを活用した教育が進んでいくが、臨時休業の期間に教職員にスキルの習得を促すため、課題を出してもよいのではないか。

事務局：今後に向けて教員のスキルアップは必要となってくる。オンライン授業、タブレット導入に備えた教員の研修を進めていく。

### 3 加古川市立学校校区審議会委員の任命について

(教育総務部次長から説明)

承認

### 4 加古川市社会教育推進員の解嘱及び委嘱について

(教育指導部次長から説明)

承認

### 5 両荘中学校学校運営協議会委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

教育長：両荘中学校区だけ専決となった理由はなぜか。

事務局：両荘地区の学校規模適正化について早急に協議していく必要があったためである。

### 6 加古川市少年補導委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

教育長：今回の委嘱で少年補導委員は充足したのか。

事務局：新型コロナウイルス感染症の影響で推薦に向けた活動が行えていない地区もあり、7名不足している。

委員：委員が全くいない地区はあるのか。

事務局：6地区で定数に達していないが、委員が全くいない地区はない。

7 加古川市少年愛護センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について  
(教育指導部参事から説明)

承 認

(協議事項)

1 学校運営協議会委員の委嘱について  
(教育指導部参事から説明)

原案可決

委 員 : 地域コーディネーターの存在は重要であり、各運営協議会に1名配置することが望ましいと考える。地域コーディネーターではなくても、その役割を担っている委員がいれば、分かるように明示してほしい。

事 務 局 : 役割が分かるように、表現については検討したい。

委 員 : どの地区にも地域コーディネーターを置くよう依頼できないのか。

事 務 局 : これまでも地域に依頼はしてきたが、実情として地域コーディネーターの配置に至っていない地区もある。

委 員 : 学校運営協議会委員の選出はどのように行われているのか。

事 務 局 : 学校から依頼し、委員に推薦された方を、教育委員会が委嘱している。

委 員 : 学校運営協議会を円滑に運営するために、委員の選出について、教育委員会から学校に対し、地域コーディネーターだけでなく、新任、再任のバランスなども、依頼していくべきではないか。

事 務 局 : 新任と再任のバランスについては、新たに設置された学校運営協議会については全員が新任と表記されているため多くなっている。

また、地域のつながりを担う役割を、町内会長がされているところもあり、学校と地域をつなぐ人がいない協議会はない。役割を分かりやすく明示することが今後の課題と考える。

委 員 : 学校運営協議会が未設置の学校についても設置が進んでいるのか。

事 務 局 : 未設置の学校については、今年度末までの設置に向けて進めている。

2 令和3年度使用加古川市立学校用教科用図書採択基本方針の策定について  
(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員 : 2市2町で調査委員会を開催するのか。

事務局 : そのとおりである。

3 令和3年度使用教科用図書加印地区共同調査委員会における調査研究の観点について  
(議事を非公開とする)

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

6月4日(木)午後2時から開催することに決定

○ 教育総務部長諸報告

(1)「教育アクションプラン2020【ダイジェスト版】について」

「教育アクションプラン2020【ダイジェスト版】」が完成した。

○ 閉会 午後3時45分